

厚生労働省発表
平成16年9月

厚生労働省大臣官房統計情報部
担当係：賃金福祉統計課就労条件係
電 話：03(5253)1111 内線7639
03(3595)3147(タ*イヤリン)

－ 平成16年就労条件総合調査結果の概況 －

目 次

調査の概要	1
主な用語の定義	2
結果の要旨	3
結果の概要	7
1 労働時間制度	7
2 賃金制度	15
3 資産形成	20
4 有配偶単身赴任者対策	23
付属統計表	26

平成16年就労条件総合調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設制度、退職給付制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における労働条件に関する現状を明らかにすることを目的として承認統計として実施している。

平成16年調査においては、労働時間制度、賃金制度、資産形成、有配偶単身赴任者対策について実施した。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部離島等は除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく13大産業〔鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）〕

(3) 企業

本社の常用労働者が30人以上の民間企業から産業、企業規模別に一定の方法で抽出した約5,300企業

(4) 対象労働者

常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者でパートタイム労働者は除く。（注）

3 調査事項

(1) 企業の属性

(2) 労働時間制度に関する事項

(3) 賃金制度に関する事項

(4) 資産形成に関する事項

(5) 有配偶単身赴任者対策に関する事項

4 調査の時期

平成16年1月1日現在の状況について調査を行った。ただし年間については、平成15年1年間（又は平成14会計年度）の状況について調査を行った。

5 調査の方法

都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員による実地自計の方法で調査を実施した。

6 調査機関

厚生労働省大臣官房統計情報部-都道府県労働局-労働基準監督署-統計調査員-報告者

7 有効回答率

有効回答率は、78.5%であった。

8 統計表に用いている符号

「-」・・・計数のない場合

「0.0」・・・四捨五入の結果が単位数値未満の場合

「…」・・・調査していない場合

「*」・・・サンプルが少ないため利用上注意を要する場合

「・」・・・統計項目のありえない場合

（注）・常用労働者とは次の①、②又は③のいずれかに該当する者をいう（当該調査対象労働者は①に該当するもの）。

① 期間を定めずに雇われている労働者

② 1ヵ月を超える期間を定めて雇われている労働者

③ 1ヵ月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、11月及び12月の各月にそれぞれ18日以上雇用された者

・パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が企業の一般労働者の所定労働時間より短い者又は1日の所定労働時間が企業の一般労働者と同じであっても1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

主な用語の定義

「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定労働時間とし、又、変形労働時間制を採用している場合は、変形期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とした。

「年間休日総数」

1年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた日のことをいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

「変形労働時間制」

業務の繁閑や特殊性に応じて所定労働時間の配分等を工夫できる制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1ヵ月単位の変形労働時間制」、「フレックスタイム制」等がある。

「みなし労働時間制」

みなし労働時間制には「事業場外労働のみなし労働時間制」、「専門業務型裁量労働制」、「企画業務型裁量労働制」がある。

- ・「事業場外労働のみなし労働時間制」とは事業場外で業務に従事し、労働時間を算定することが困難な業務に従事した場合において、所定労働時間労働したものとみなす等の制度である。
- ・「専門業務型裁量労働制」とは研究開発など業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難と定められている業務に就かせた場合に、予め定めた時間労働したものとみなす事を労使協定により定める制度である。
- ・「企画業務型裁量労働制」とは事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。なお、導入においては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。

「リフレッシュ休暇」

一定の勤続を有する者の心身の休養等の為の休暇制度をいう。これ以外に結婚20周年等家庭生活の節目、季節の節目にとるものも含む。アニバーサリー休暇、永年勤続休暇等がある。

「業績評価制度」

労働者の業績や成果に対して、労働価値（貢献度）を一定の方式のもとに評価する制度をいう。

「持株援助制度」

企業が従業員に自社株式の保有を奨励するための何らかの経済的援助を与えている制度をいう。ただし、この調査では、管理職など一部の者のみを対象としている場合は除いている。

「ストックオプション制度」

会社役員や従業員に対し、あらかじめ決められた価格（権利行使価格）で自社株式を購入できる権利を与える制度をいう（株価が権利行使価格を上回れば、その差額が利益となり、下回った場合は、権利を行使しないでよい。）。

「社内保険援助制度」

企業が従業員の福利厚生の一環として取扱っている保険制度であって、企業が従業員を被保険者とする保険の保険料の一部又は全部負担している場合のみをいう。退職金、年金制度（中小企業退職金共済制度、適格年金）などに関するものは含まない。

「総合福祉団体定期生命保険」

平成8年11月に団体定期生命保険が改定された保険で、掛け金が事業主契約によるものをいう。団体加入であっても、給与からの控除など、単に企業が便宜を与えているにすぎない保険は除く。

「有配偶単身赴任者」

配偶者のいる者（内縁関係を含む。）で、その配偶者と居所を別にして単身で赴任地に赴く者をいう。

結果の要旨

1 労働時間制度

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均は7時間40分（前年7時間41分）となり、労働者1人平均は7時間42分（同7時間42分）となった。

週所定労働時間をみると、1企業平均は39時間21分（同39時間21分）、労働者1人平均は38時間52分（同38時間45分）となっており、前年に比べ、1企業平均で同水準、労働者1人平均で7分長くなっている（第2表、付属統計表第1表、付属統計表第2表）。

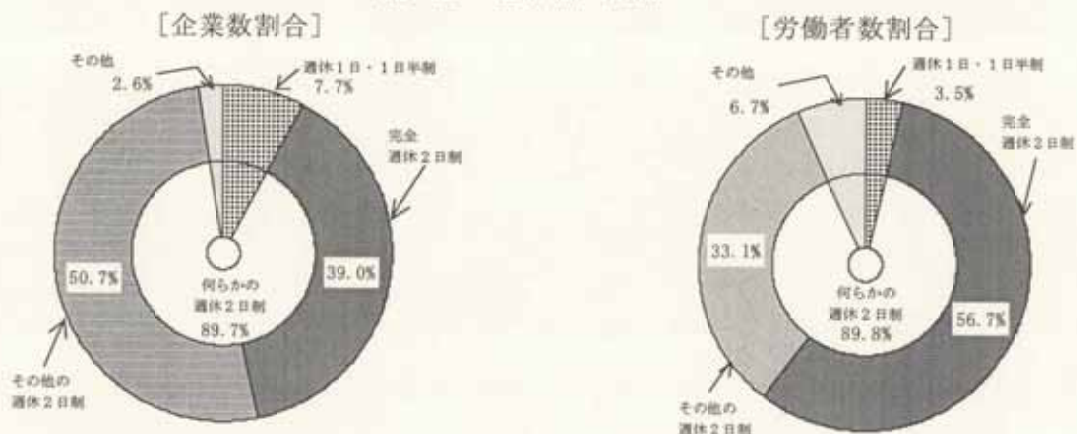
(2) 週休制及び年間休日総数

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業数割合は89.7%（前年88.4%）、「完全週休2日制」を採用している企業数割合は39.0%（同35.9%）となっている。

「何らかの週休2日制」が適用されている労働者数割合は89.8%（同91.3%）、「完全週休2日制」が適用されている労働者数割合は56.7%（同57.1%）となっている（第1図、第2図、第3表、第4表）。

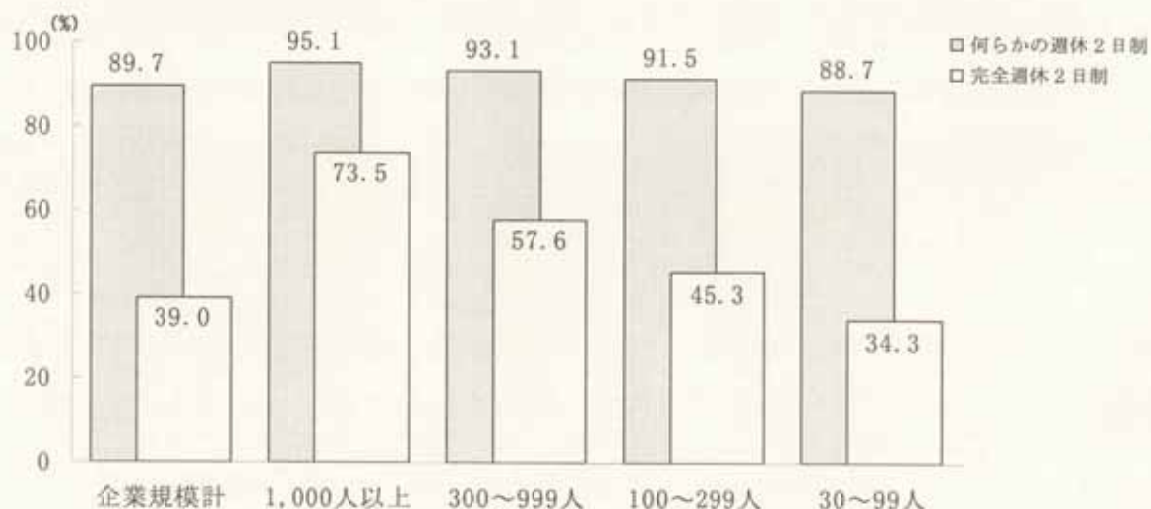
年間休日総数は1企業平均104.7日（同104.7日）となっている（第5表）。

第1図 週休制の形態



（注）企業数割合は、企業において最も多くの労働者に適用される「主な週休制」の割合である。

第2図 企業規模別何らかの週休2日制及び完全週休2日制の企業数割合



(3) 年次有給休暇の取得状況

平成15年（又は平成14会計年度）1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く。）は、労働者1人平均18.0日（前年18.2日）となっている。そのうち労働者が取得した日数は8.5日（同8.8日）で取得率は47.4%（同48.1%）となっている（第6図、第1表、第6表）。

第1表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

年	付与日数 ¹⁾	取得日数	取得率 ²⁾
	日	日	%
平成11年 ³⁾	17.8	9.0	50.5
13	18.0	8.9	49.5
14	18.1	8.8	48.4
15	18.2	8.8	48.1
16	18.0	8.5	47.4

(注) 1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得率」は、取得資格のある労働者の取得日数計/付与日数計×100(%)である。

3) 調査期日は、平成11年以前は12月末日現在、平成13年から1月1日現在であり、調査年を表章している。

(4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業数割合は54.8%（前年57.1%）で、前年に比べて2.3ポイント低下した（第7表）。

2 賃金制度

(1) 賃金形態

賃金形態別（複数回答）採用企業数割合は、「定額制」99.1%、「出来高払い制」6.4%となっている。「定額制」の内容をみると、「月給制」が95.3%と最も高く、次いで「時間給制」24.5%「日給制」21.1%、「年俸制」13.7%となっている（第11表）。

(2) 賃金制度の改定状況

過去3年間に賃金制度について、以下の10項目（第3図、第12表参照）のいずれかの改定（複数回答）を行った企業数割合は38.4%で、項目別にみると、「業績・成果に対応する賃金部分の拡大」が20.7%と最も高くなっている。次いで「職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大」17.6%、「職務、職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大」15.5%となっている（第3図、第12表）。

第3図 過去3年間の賃金制度の改定状況

